

香川県営業時間短縮協力金（第1次）に関するよくある質問

○県の内外で飲食店を経営する大企業であるが、営業時間短縮協力金の支給対象になりますか。

【回答】企業の規模は問いませんので、県内の飲食店について県の協力要請に応じていただいた場合には、協力金の支給対象となります。

○県外の事業者が県内で店舗を運営している場合は、支給対象となりますか。

【回答】支給対象となります。

○テナントとして入居していますが、支給対象となりますか。

【回答】テナントとして食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、飲食店又は喫茶店の営業許可を受けており、協力要請に応じてテナントの営業時間を短縮した場合には、支給対象となります。

○旅館やホテルは支給対象となりますか。

【回答】その施設が、食事の提供を宿泊者に限定するのではなく、宴会や食事を目的に来られた方に対しても飲食を提供するのであれば支給対象になります。
ただし、ホテルのルームサービスのよう、客室への配膳のみであれば支給対象ではありません。

○同じ場所で複数の営業許可を受けて営業している場合の店舗数はどうなりますか。

【回答】飲食店又は喫茶店の営業許可証の数が複数であっても、会計場所が同一であるなど、同一店舗であると判断される場合には、対象となる店舗を「1店舗」として扱います。

○飲食店又は喫茶店の営業許可を受けた店舗ではありませんが、自主的に営業時間の短縮を行った場合、協力金の支給対象となりますか。

【回答】飲食店又は喫茶店の営業許可を受け、午後9時から、翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗に対して、営業時間短縮の協力要請をしたものです。県の協力要請に応じていただいた方への協力金であることから、協力要請を受けていない店舗等の自主的な営業時間短縮については支給対象となりません。

○カラオケボックスは、営業時間短縮協力金の支給対象となる店舗ですか。

【回答】食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、飲食店又は喫茶店の営業許可を受けており、これまで、午後9時を過ぎて午前5時までの間営業していたのを、協力要請に応じ、この時間帯の営業（カラオケサービスの提供を含む）を休止（酒類の提供は午後8時までとする）した店舗は、支給対象となります。

○飲食店の営業許可を受けているマージャン店で、壁などで区切られていない一体的な空間で利用客に食事を提供していますが、営業時間短縮の協力要請の対象となる店舗ですか。

また、対象店舗に該当した場合、協力要請に応じ午後9時以降は飲食の提供を止めますが、マージャン店としての営業を午後9時以降も継続した場合でも支給対象となりますか。

【回答】 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、飲食店又は喫茶店の営業許可を受けており、マージャン店と飲食店が一体となっているのであれば、協力要請の対象となります。

この場合、午後9時以降に飲食の提供を止めるだけでなく、マージャン店全体の営業を止めていただく必要がありますのでご注意ください。

○通常の営業時間は、午前10時から午後9時までですが、営業時間短縮の協力要請期間中は店舗を全日休業しました。協力金の支給対象となりますか。

【回答】 通常の営業時間（午前10時から午後9時）が協力要請した時間帯（午前5時から午後9時）内であるため、支給対象となりません。

（支給対象となる例）

- ・ 通常の営業時間が午後3時から午後12時までの店舗を午後9時に閉店する場合は、支給対象となります。
- ・ 通常の営業時間が午後3時から午後12時までの店舗を全日休業する場合は、支給対象となります。

○通常は午後9時以降も店内の客席で飲食を提供していますが、営業時間短縮の協力要請を受け、午後9時以降はテイクアウトサービスのみに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか。

【回答】 午後9時以降まで営業していた飲食店が、店内飲食の営業時間を短縮し、午後9時から午前5時までの営業を行わない場合は、対象となります。

○営業時間短縮の協力要請期間中（4月7日（水）以降）に店舗を開店する予定でしたが、開店時期を遅らせた場合、支給対象となりますか。

【回答】 支給対象となりません。今回の営業時間短縮の協力要請の時点（4月3日（土））で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、実際に営業していた店舗でなければ支給対象となりません。

○経営する複数の店舗が営業時間短縮の協力要請の対象となっている場合は、すべての店舗で要請に応じなければ支給されないのですか。

【回答】 店舗ごとに支給要件を満たしていれば支給対象となりますが、協力要請の趣旨をご理解いただき、すべての店舗の営業時間短縮にご協力をお願いします。

○酒類の提供を午後8時までとする協力要請ですが、酒類のオーダーストップを午後8時とする対応であれば支給対象となりますか。

【回答】酒類の提供を午後8時までとさせていただいた場合に支給対象となります。

○協力要請等を受けた期間、すべての日で営業時間の短縮（または休業）していないと支給されないのですか。

【回答】営業時間短縮の協力要請期間である4月7日（水）午前0時から4月20日（火）午後12時の間、すべての日で営業時間の短縮等の対応をしていただくことが必要です。

○県内で飲食店を営業しており、営業時間短縮の協力要請にも協力しているが、確定申告をしていない場合には支給対象となりますか。

【回答】申請に必要な書類として、直近の確定申告書の写しを提出していただく必要があります。確定申告の手続きを行ってください。

なお、開業後間がなく確定申告を行っていない場合には、「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）」の写しを提出してください。

○店舗の営業委託を受けて事業を行っています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者（委託先）が協力金の申請をすることはできますか。

【回答】店舗を運営し、売上を確定申告している方の名義（法人または個人）で申請してください。なお、申請者と営業許可証を受けた者の名義が異なる場合には、「飲食店等営業許可証に係る申立書（第3号様式）」の提出が必要です。

○定休日を定めておらず、不定休としている場合は、営業時間短縮の協力要請に応じた日数をどのように、計算すればよいですか。

【回答】協力要請に応じた日数には、定休日や不定休による店休日を含みません。本来、営業時間短縮要請前から休みとしていた日の日数は除外し計算していただきます。本来、営業を予定していた日に、営業時間の短縮ではなく、協力要請に応じて休業した場合には支給対象となります。

○支給、不支給の結果は文書で通知されるとありますが、どこに送られてきますか。

【回答】受理した申請書類の内容を審査し、適正と認められるときは、「決定通知書」を、そうでない場合は、「不決定通知書」を、申請書の【申請者の情報】に記載されている住所へ郵送します。

○協力金は課税対象となりますか。

【回答】課税対象になるとお聞きしています。詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。

○国（中小企業庁）の「一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金）」や県の「香川県営業継続応援金」との併給は可能ですか。

【回答】併給は可能です。

○確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合は、協力金の申請はできないのですか。

【回答】確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合は、収支内訳書に代えて、確定申告書と同期間の収入等の状況が分かる資料（確定申告書の収入金額等の事業収入（営業等）欄に記載の金額の状況が分かる資料等）をご提出ください。

○営業時間短縮に協力した事実が確認できれば、書類の不備があっても協力金は支給されますか。

【回答】書類の不備等がある場合は、協力金事務局から個別に連絡させていただくなど、必要書類を確認させていただいたうえで、協力金をお支払いさせていただきます。

○4月7日～20日の営業時間短縮の協力要請に応じ、協力金の申請をしていますが、国（中小企業庁）の「月次支援金（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金）」の申請も可能ですか。

【回答】国の「月次支援金」は、対象月において、県の営業時間短縮協力金の支給対象の事業者は、給付対象外とされています。

詳しくは下記へ確認ください。

●月次支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）